

大田市告示第101号

大田市中心企業等活性化総合支援事業補助金交付要綱（平成17年大田市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月21日

大田市長 楫野弘和

別表を次のように改める。

9 地域 産品 P P R を目的とし R 支援 事業	市内の地域産品の て、市外での食に 関するイベントへ の出展等に要する 経費（営業代行も 可とする。）	原材料等購入費、出展料、展 示装飾、宣伝用印刷物のデザ イン委託費、宣伝用印刷物の デザイン購入費、印刷費、輸 送費、旅費宿泊費（1名分） 営業代行委託費	当該補助対象経 費の3分の2以 内、限度額30 万円
10 大田 の食魅 力発信 イベン ト開催 支援事 業	地域活性化や消費 喚起を目的とした 飲食イベントの開 催に要する経費	会場使用料、通信運搬費、広 告宣伝費、感染症対策に係る 経費、その他市長が特に必要 と認める経費	当該補助対象経 費の3分の2以 内、限度額20 万円

附 則

この告示は、令和4年4月21日から施行する。